

**正会員および支部会員各位**

**一般社団法人日本自動車車体工業会  
中央業務委員会**

## **2026(R8)年度 不正改造車を排除する運動へのご協力依頼**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当工業会の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省からの通達により、今年度も当工業会の実施要綱を添付のとおり実施することとしましたので、ご協力よろしくお願いたします。

正会員及び各支部におかれましては、本運動の主旨を十分ご理解の上、実施要綱に沿い不正改造車を排除するとともに、営業活動の適正化並びに販売秩序の正常化に努められますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年度も**6月**を強化月間と定めて実施することになります。(沖縄県のみ 10 月)

取組み内容は、例年同様、「不正改造車排除のための啓発等」、「不正改造車排除のための情報収集等」、「不正改造車の排除のための取締り等」、「自主点検の実施」です。

(詳細は、実施要綱を参照願います)

なお、運動に使用するポスター・チラシ等の資材は 5 月中旬頃に各支部に配布される予定です。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

敬具

送付資料：

【資料 1-1】 車工会 2026(R8)年度 **不正改造車を排除する運動へのご協力依頼** (本資料)

【資料 1-2】 車工会 2026(R8)年度 不正改造防止 **自主点検票** (正会員向け)

【資料 1-3】 車工会 2026(R8)年度 不正改造排除 **各支部活動調査票** (支部会員向け)

【資料 1-4】 車工会 2026(R8)年度 ツール送付先一覧表(ポスター・チラシ)

—参考資料—

【資料 2-1】 「不正改造車を排除する運動」 への積極的な取組について (国交省通達)

【資料 2-2】 「不正改造車を排除する運動」 の実施方法等について (国交省通達)

【資料 2-3】 「不正改造車を排除する運動」 実施要領 (国交省通達)

【資料 2-4】 「不正改造車を排除する運動」 実施細目 (国交省通達)

以上

## 「不正改造車を排除する運動」実施要綱

### 1. 行動規範

本運動における会員の行動規範を次の通りとする。

- (1) 登録後車両における**不正な二次架装工事は実施しない。**
- (2) 車検後車両（既存車）に対する**不正な改造工事は実施しない。**
- (3) **違反行為を幫助または加担する受注はしない。**
- (4) 従業員に対し、**関係法規を遵守するよう指導教育を行う。**
- (5) ユーザーに対し、**正しい手続きによる自動車使用を啓蒙する。**

### 2. 運動参加対象者の範囲は、当工業会の正会員ならびに支部会員であって、その本社（本店）、事業所、営業所、出張所等全ての事業所を対象とする。

### 3. 運動実施の期間

本運動の実施は通年とするが、**2026年度強化月間は6月(沖縄県のみ10月)**とする。

### 4. 期間中の実施工動

本運動においてはその主旨に沿い、主に次の事項について行動するものとする。

#### (1) 本部

- ① 不正改造防止推進協議会に参加するとともに、同協議会の決定に沿って会員等に対し、活動への積極的な参加を呼びかける。
- ② 正会員・支部会員の活動に参加又はこれを支援する。
- ③ ポスター、チラシ等活動に必要な資材を提供する。
- ④ 会員活動の結果を集約し、評価を実施する。

#### (2) 正会員・支部会員

- ① 不正改造車の排除のための啓発等  
保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となるため、やってはならない・やると犯罪となること」を理解してもらうよう努める。
- ② 不正改造車の排除のための情報収集  
不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- ③ 不正改造車の排除のための取り締まり等
  - 1) 従業員に対する指導等  
従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼を受けないよう徹底を図る。
  - 2) 適正な架装の受注等の推進  
・担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。

・不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

④ 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、車両運搬車や従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。点検内容は、【資料 1-2】自主点検票参照。なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

⑤ 地方運輸局等から講師を招いての研修会等を実施すること。あるいは、地方運輸局の行動要領に沿って、関係団体とともに運動に参加すること。

なお、地方運輸局又は、支局の会議ならびに街頭における啓蒙活動には積極的に参加すること。

⑥ ポスター、チラシ等によりユーザーに対する啓蒙指導を行うとともに、運動に対する協力を求めること。

## 5. 活動結果の報告

### (1)正会員

自主点検結果の事務局への提出は不要。各社で運用のこと。

### (2)支部会員

以下の活動結果を【資料 1-3】各支部活動調査票 に記入の上、  
**2026年7月31日（金）までに事務局に提出のこと。**

- ・ポスター掲出、チラシ配布の実施有無
- ・運輸局等から講師を招いての研修会
- ・支部会員各社での自主点検実施有無（概要欄に実施会社数記入のこと）

以上